

Weekly Report

第337号
平成27年11月30日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

情報漏えい対策の基本的なポイントは

マイナンバーをはじめ、個人漏えい対策は中小企業も必須となります。

◎**持ち出し禁止**・・・パソコンやUSBメモリ等の電子媒体、書類などの企業の情報資産を許可なく持ち出さないことです。紛失・置忘れなどによる情報漏えい事故が多く発生していますので、余程の事情がない限り、情報資産の持ち出しは避けましょう。

◎**安易な放置禁止**・・・情報資産の未対策のまま目の届かない所に放置しないことです。業務上大切な書類や電子媒体などを使わない時は、鍵のかかるキャビネなどに格納するようにして、机の上に放置したままで帰宅する等はしないようにします。

◎**安易な破棄の禁止**・・・情報資産を未対策のまま廃棄しないことです。例えば、パソコンを廃棄する場合は、ハードディスクの内容を完全に消去するサービスの利用や、物理的な破壊などを行います。

◎**不要な持ち込み禁止**・・・私物のパソコンやプログラム等のデータを許可なく持ち込まないこと

です。

ウィルスに感染していた場合、他のパソコンやサーバーに感染を広げる可能性があります。

◎**借り貸し禁止**・・・利用者制限を設定しているパソコンなどのIDやパスワードを許可なく他の人に貸与または譲渡しないことです。問題が発生した時の原因追求にも影響を及ぼします。

◎**公禁止**・・・業務上知り得た情報を許可なく公言しないことです。特に最近ではSNSやブログなどで発信してしまうケースがあるので、注意します。

◎**まず報告**・・・社員が情報漏えいを起こした場合、自分で判断せずにまず報告することです。被害を最小限にするためにも速やかに報告するようにします。

個人情報カードを取得すると何が出来る？

個人情報カードは、申請により28年1月以降に交付されます（交付の際、通知カードは返納）。

個人カードは、身分証明書として使用できるほか、搭載されているICチップを利用して図書カードや印鑑登録証など地方公共団体が定めるサービスの利用や、e-Taxなどを行う場合に必要となる電子証明書も標準搭載されます。

ただし、個人番号カードを取得する必要がなければ、通知カードのままでも問題はありません。

なお、マイナンバーが必要な手続きの際、個人番号カードは本人確認を1枚で行うことができますが、通知カードの場合は、併せて運転免許証など原則顔写真付の身分証明書が必要となります。

12月のチェックポイント

※年末調整事務で必要な「扶養控除等（異動）申告書」「保険料控除申告書 兼 配偶者特別控除申告書」および各種所得控除を受けるための証明書類を各社員から提出してもらいます。

※1月からの源泉徴収事務の準備をします。

※年末・年始に向けて資金繰りを確認し、借入が必要なら早めに取引金融機関と折衝を行います。

※業務繁忙に加え、忘年会などで睡眠不足や過労で体調を崩さないよう、社会には節制ある行動を促すなど健康管理・労務管理に気を配ります。